

監査告示第1号

定期監査等の結果について

地方自治法第292条の規定を準用し、同法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに大東四條畷消防組合監査委員条例第2条第2項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成30年1月25日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本良一

大東四條畷消防組合監査委員 澤田貞良

平成 29 年度定期監査等の結果

1. 監査の対象

(定期監査)

- ・ 消防本部総務課
- ・ 大東消防署消防課
- ・ 四條畷消防署消防課

(財政援助団体等監査)

- ・ 消防本部総務課
- ・ 大東消防署消防課
- ・ 四條畷消防署消防課

2. 監査の期間

平成 29 年 12 月 18 日 ～ 平成 29 年 12 月 26 日

3. 監査の方法

大東四條畷消防組合監査委員監査基準に基づき、消防本部総務課、大東消防署消防課及び四條畷消防署消防課が所管する平成 28 年度補助金支出事務及び平成 28 年度補助金支出団体における補助金収入事務について、関係する帳簿並びに保管する文書等の提出を求めた。

これらをもとに所管課である消防本部総務課、大東消防署消防課及び四條畷消防署消防課から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って、合法・妥当な内容で執行されているか、また、効果的、効率的な執行に努められているか等について監査を行った。

4. 指摘及び留意事項

概ね適正に事務が執行されていた。

しかしながら、一部に留意、改善すべき事項が見られたので指摘しておく。

(1) 平成 28 年度 補助金支出事務について

【消防本部総務課】

職員互助会に対する補助金について、消防本部総務課は、補助金の支出事務を行うとともに、職員互助会の事務局として補助金の交付申請をはじめとした補助金収入事務も所管している現状であり、補助事業の公平・客観的な効果検証に課題が見られた。

今後は、支出側と収入側の事務の所管が重複しないような工夫を行われたい。

補助金を支出する消防組合は、補助団体における繰越金の推移を常に確認するとともに、「公益上必要な場合に認められる」という法令の趣旨に鑑み、適切な予算執行に努められたい。

(2) 平成 28 年度 補助金支出団体における補助金収入事務（職員互助会）について

【消防本部総務課】

職員互助会における繰越金については、その収入の大半が職員から徴収する会費とはいえ、大きな額となっている現状である。

職員の福利厚生事業を行う互助組合であるので、住民に疑念を抱かれることのない内容であることを前提に、むしろ職員にアンケート調査を実施するなどして、事業内容の充実を図り、公務能率の維持増進につなげるべきである。

また、職員互助会は、収入の一部に「公益上必要な場合に認められる」という補助金が充てられていることに鑑み、適正な事業運営を行われたい。

(3) 平成 28 年度 補助金支出団体における補助金収入事務（大東市及び四條畷市女性防火クラブ連絡協議会）について

【大東消防署消防課・四條畷消防署消防課】

大東市及び四條畷市女性防火クラブ連絡協議会に対する助成金の大半は、各支部への補助金であった。

各支部は、地域住民の防火意識の啓発活動を通して、地域における防火防災活動を推進しておられ、大いに評価させていただきたい。

一方で、補助金のその他の積算根拠等については、明確な基準がないのが現状である。

大東市及び四條畷市女性防火クラブ連絡協議会事務所管課におかれては、明確な基準・根拠をもとに交付申請をするなど、適切な補助金収入事務の遂行に努められたい。

5. 監査委員意見

地方公共団体から支出する助成金については、市民の厳しい視線が注がれる支出項目であり、また、法令の趣旨に鑑みると、公益上必要があると認められる場合において支出が可能となるものであることから、補助金の支出については、明確な根拠・基準に基づき遂行する必要がある。

補助金の支出所管課及び援助団体所管課におかれては、法の趣旨に鑑みた説明責任を果たせるよう適正な事務、事業の執行に努められたい。